

(別添)

## 令和6年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール等実施業務委託仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する令和6年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール等実施業務を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務の名称

令和6年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール等実施業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的、趣旨

県産品の消費には、生鮮はもちろん、県産食材を使用した加工品等を選択することも重要である。地産地消の意識の醸成促進と国内外の観光客に対する県産品の魅力発信のため、新たな加工品の開発促進と販路拡大による県内食品産業の発展、世界に誇れる特産品の充実を図る必要がある。

そこで、新しく開発された、鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品を対象に「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール（以下「コンクール」という。）の開催や、県産品のうち県内の地域産業の振興につながると認められる産品等を「鳥取県ふるさと認証食品」として認証している。

なお、本業務は、コンクールの認知度向上を図る県民参加の企画実施並びにコンクール開催等に係る募集、表彰及び受賞商品のPR等とする。

### 3 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日から令和7年3月14日までとする。

### 4 業務の内容

甲が別途定める令和6年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール実施要領及び令和6年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール審査要領等に基づき、次の業務を行うことを基本とし、目的の達成のために効果的な進め方等について積極的に提案・実施すること。

#### (1) 商品募集業務

##### ア 募集の周知

コンクールの周知及び出品商品の募集を行うこととし、メディアミックスを取り入れるなど効果的な広報を提案すること。なお、募集に係るチラシ作成は必須とし、甲が周知を行うためのチラシ300枚及びデータ（PDFファイル）を甲に納品すること。

##### イ 事務局業務

(ア) 乙はコンクールの事務局を担い、コンクールに関する応募書類の確認、受付、応募商品の取りまとめ、問合せ対応等の業務を行うこと。

(イ) 応募書類をもとに事業者名、事業者所在地、連絡先、商品名等を記載した応募者一覧表を作成すること。併せて、部門ごとに商品管理番号を付け一覧に記載すること。

(ウ) 審査書類、県HP、SNS等に使用するため、応募商品の写真（パッケージ、中身、食品表示）を撮影すること。

#### (2) 審査表彰業務

書類審査及び応募者と対面で質疑を行う試食及び審議会を行い、受賞者を決定する。

##### ア 審査資料の手配、調整

応募書類及び写真を管理番号順に整理し、部門及び管理番号が分かるよう見出しをつけ、審査資料として13部を原本と併せて甲に納入すること。

## イ 試食審査会（試食及び審議）開催

### （ア）会場手配、設営

試食及び審議は同日に開催し、30社程度の審査を想定している（別紙審査会イメージ図参照）。  
なお、コンクールと併せ、「鳥取県ふるさと認証食品」の審査も同時に実施する。また、会場は試食準備（温め等の簡易な調理）が可能な会場を手配すること。

### （イ）運営

会場レイアウト及び当日スケジュールの作成、司会進行を行うこと。

### （ウ）その他

試食審査会開催に係る応募者との連絡調整、試食提供の調整等を行うこと。なお、審査委員の日程調整、謝金等の支払いは甲が行う。

## ウ 表彰式開催

表彰式に係る受賞事業者の連絡調整、試食提供の調整等を行う。

※表彰式の実施は県庁舎内を予定しているため会場手配等は不要。

## （3）PR業務

2の業務の目的・趣旨を達成するため、県民が参加し、コンクール及び受賞商品の認知度向上をすすめる企画の実施すること。ただし、審査は「鳥取県表彰・認定等審査会（食パラダイス鳥取県推進協議会）」委員において行うため県民投票等による審査に関する企画は対象外とする。

## （4）その他

（1）から（3）までに掲げる業務のほか、これに付帯する業務を行う。

## 5 成果品

提案企画の内容により、別途協議する。

## 6 業務実施に当たっての特記事項

### （1）実施体制

本業務を実施するための十分な人員・体制を有していること。

### （2）打合せ等

乙は、本業務の遂行に当たり、甲と定期的に打合せ（対面・テレビ会議など）を行うものとする。

## 7 留意事項

（1）本業務を達成するために必要な一切の経費は、乙の負担とする。

（2）乙は、本業務の実施に合わせてパブリシティによる取材記事の活用などより効果的な情報発信が可能となるように努めること。

（3）乙は再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前に甲に報告し承認を得た場合はこの限りでない。

（4）乙は本業務に必要な情報や知り得た情報等について、この本業務以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。

（5）乙は本業務を行うために甲から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。

（6）本業務に関する成果物の所有権は、原則として甲に帰属する。

（7）本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること。

（8）乙は、鳥取県内の加工品等について積極的に情報収集を行うよう努めること。

（9）本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

（10）乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関

する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(11) 乙は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

乙は、(3)の規定により本業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(12) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合におい

て、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(別紙)

## 審査会イメージ図

- 1 応募者は試食を提供し、商品のプレゼンを行う。
- 2 審査員(少人数のグループ)は、個別に事業者と対面し、試食・質疑を行う。
- 3 試食終了後、別会場にて審査員全員で審議を行う。

